

「おいらせ町自治基本条例（仮称）策定経過報告」

はじめに

おいらせ町自治基本条例（仮称）策定委員会は、平成18年9月から数えて計11回の策定委員会を開催し、自治基本条例のあり方について検討を重ねてきました。

この策定経過報告は、自治基本条例策定委員会で出された様々な意見と、平成19年2月に実施した「おいらせ町自治基本条例策定にかかるアンケート調査」の結果を考慮し、現段階で考えられる自治基本条例の基本的な考え方についてまとめたものです。

その内容については、今後、町民、議会、役場内から幅広く意見を聴取し、更に検討を重ねる必要があります。

この中間報告をきっかけとして、おいらせ町のまちづくりのあり方について、また、自治基本条例についての活発な議論が行われることを期待します。

平成19年6月1日

1 条例素案の構成及び主な構成要素

前文

(1) 条例制定の目的

- ・ 町民が協力しあうため
- ・ 町民が自主的に動く町
- ・ 行政と住民の協働
- ・ 自発的な活動が生まれる
- ・ 思いのある人が協力できる町
- ・ 家庭・地域・自治体のよりよい関係をつくるため
- ・ なくさずに受け継いでいきたいことを受け継ぐため

(2) 条例によってめざすまちの姿

- ・ 子育ての環境がよい（子育てに協力する町）
- ・ 夢が持てる町
- ・ 安心して暮らせる町
- ・ 成長する町
- ・ 活気ある町
- ・ もっときれいな町
- ・ 町民同士がふれあえる環境
- ・ 世代間、地域間の交流が盛んな町
- ・ 希望をもって働ける町
- ・ 学べる町、学ぶ町
- ・ 文化・歴史・資源を次世代に継承する
- ・ 買い物に困らない町
- ・ 病気になりにくい、なっても困らない町
- ・ 交通が便利な町
- ・ 誇りを持てる町

(3) 条例の位置づけ（最高規範性）

第1章 町が守る町民の権利

- (1) 生涯にわたる健康、安全生活権
- (2) 政策形成への参加権
- (3) 個人情報、プライバシー保護
- (4) 知る権利・学ぶ権利
- (5) 環境権
- (6) こどもの成長権
- (7) 医療・介護サービスの受給権
- (8) 自由移動、交通権

第2章 町政運営の基本的なあり方

- (1) 国、県からの自立、町の個性維持
- (2) 町民との情報共有、町民意見による運営
- (3) 町民の政策形成参加の拡大
- (4) 町民の自主的公益活動、ボランティア活動の促進
- (5) 成果評価に基づく政策形成（計画立案、予算編成）
- (6) 効率的で健全な財政確保
- (7) 住民苦情、相談の尊重、行政運営への活用
- (8) 行財政情報の公開、透明性の確保
- (9) 町民の知る権利の尊重、説明責任の重視
- (10) 町民の個人情報保護
- (11) 近隣市町村・地域間での協働（医療、防災等住民の生活に直結する分野での協力体制）

第3章 町長、町職員の役割と責任

- (1) 憲法や法律への姿勢（法の遵守）
- (2) 全体の奉仕者性、公正性
- (3) 職務への創意工夫、努力義務
- (4) 公職資質、知識、技能習得義務
- (5) 町民への説明責任、信頼獲得義務
- (6) 町民意見の尊重、町民目線の手法
- (7) 町民との一体性、協働のまちづくり
- (8) 適正給与、誠実職務

第4章 議会の役割と責任

- (1) 行政監視、チェック機能の強化
- (2) 政策提言努力
- (3) 議論、議会運営情報の積極的提供
- (4) 経費抑制、効率的な議会運営
- (5) 情報公開、開かれた議会運営（住民が参加、傍聴しやすい議会）
- (6) 町民の意思尊重、反映努力
- (7) 特定地域、支持者でなく、全町民代表行動の義務

第5章 町民の役割と責任

- (1) 自分の子どもと近隣の子どもの育成
- (2) 障害者、お年寄り、乳幼児づれの権利尊重
- (3) 相互連携、コミュニティ参加努力
- (4) 行政との協働
- (5) 公益活動、ボランティア活動への自主的参加と分担
- (6) 自治（行政、議会）の理解、意見提出、監視努力
- (7) 環境汚染行動の禁止、緑や環境の保全行動努力

第6章 参加を保障するしくみ

- (1) 情報提供・情報共有を効果的に行うしくみ
- (2) 予算単価、費用効果を検証するしくみづくり
- (3) 理解しやすい予算説明書の作成
- (4) 審議会・委員会等の委員公募
- (5) 選挙の公開討論
- (6) マニフェスト選挙（町長・議員）
- (7) 第三者行政監視（オンブズパーソン制度等）

